

令和6年第1回神栖市議会定例会議案一覧表

議案番号	件 名
議案第1号	教育委員会委員の任命について
議案第2号	神栖市債権管理条例
議案第3号	神栖市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
議案第4号	神栖市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第5号	神栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第6号	神栖市障害者デイサービスセンターの設置及び運営等に関する条例の一部を改正する条例
議案第7号	神栖市介護保険条例の一部を改正する条例
議案第8号	神栖市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
議案第9号	神栖市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第10号	神栖市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第11号	神栖市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第12号	神栖市漁港管理条例の一部を改正する条例
議案第13号	神栖市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例
議案第14号	神栖市営住宅条例の一部を改正する条例
議案第15号	神栖市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

議案第 16 号	神栖市下水道条例の一部を改正する条例
議案第 17 号	神栖市水道事業給水条例の一部を改正する条例
議案第 18 号	令和 5 年度神栖市一般会計補正予算（第 9 号）
議案第 19 号	令和 5 年度神栖市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）
議案第 20 号	令和 5 年度神栖市介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）
議案第 21 号	令和 5 年度神栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 22 号	令和 5 年度神栖市水道事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 23 号	令和 5 年度神栖市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 24 号	令和 6 年度神栖市一般会計予算
議案第 25 号	令和 6 年度神栖市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
議案第 26 号	令和 6 年度神栖市介護保険特別会計（事業勘定）予算
議案第 27 号	令和 6 年度神栖市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 28 号	令和 6 年度神栖市水道事業会計予算
議案第 29 号	令和 6 年度神栖市下水道事業会計予算
議案第 30 号	工事請負契約の締結について ・ 5 矢田部公民館外壁等改修工事
議案第 31 号	神栖市道路線の廃止について
議案第 32 号	鹿島地方公平委員会共同設置規約の変更について
議案第 33 号	損害賠償の額を定めることについて
議案第 34 号	神栖市税条例の一部を改正する条例

議案第 35 号	令和 5 年度神栖市一般会計補正予算（第 1 0 号）
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

令和6年第1回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 1

議案番号	件 名	概 要	備考
議案第1号	教育委員会委員の任命について	鈴木 伸洋 委員の任期が令和6年6月25日をもって満了することに伴い、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する同氏を引き続き教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。 【氏 名】 鈴木 伸洋 【住 所】 神栖市筒井	
	【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】（抄） 第4条 〔略〕 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。 3から5まで 〔略〕		
議案第2号	神栖市債権管理条例	市の債権の管理に関する事務の処理について、一般的基準その他必要な事項を定めることにより、管理の適正を期するため、条例を制定するものであります。 【主な制定内容】 ・ 条例の目的、債権の区分や用語の定義、各債権の法令の妨げとならないための規定、市長等の責務、台帳の整備や督促など ・ 滞納処分等や強制執行等、繰上徴収又は履行期限の繰上げ、債権の申出等、徴収停止、履行延期の特約等や債務の免除など	
議案第3号	神栖市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	事業所等の新增設に係る家屋、償却資産及び家屋の敷地である土地について、固定資産税の課税免除を行う適用期間を延長するため、所要の改正を行うものであります。 【改正内容】 ・ 第2条第2項第2号及び付則第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。	

令和6年第1回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 2

議案番号	件 名	概 要	備考
議案第4号	神栖市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	国民健康保険税の所得割率及び被保険者均等割額を見直し、国民健康保険事業の円滑な財政運営を図るため、所要の改正を行うものであります。 【主な改正内容】 ・国民健康保険税の、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の各所得割率及び被保険者均等割額を改める。 ・上記に伴い、国民健康保険税の軽減額を改める。	
議案第5号	神栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、施設の重要事項の閲覧に係る見直しを行うため、また、文言の整理をするため、所要の改正を行うものであります。 【主な改正内容】 ・第23条 施設の重要事項の「書面掲示」規制の見直し ・第36条第3項 基準府令第6条第2項の規定を適用する場合の読替規定の一部見直しに伴う規定の整理 ・第53条第2項第2号 「磁気ディスク、シー・ディ・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を、媒体の種類を示さない「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。	

令和 6 年第 1 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 3

議案番号	件 名	概 要	備考
議案第 6 号	神栖市障害者デイサービスセンターの設置及び運営等に関する条例の一部を改正する条例	児童福祉法の一部改正に伴い、引用する条項の整理をするため、所要の改正を行うものであります。 【改正内容】 ・ 第 1 条中「第 6 条の 2 の 2 第 4 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 3 項」に改める。	
議案第 7 号	神栖市介護保険条例の一部を改正する条例	令和 6 年度から令和 8 年度までの第 9 期介護保険事業計画に基づき、当該期間中の介護保険料率等を改定するため、所要の改正を行うものであります。 【主な改正内容】 ・ 条例第 7 条の保険料率で規定する各区分の所得段階を 1 1 段階から 1 3 段階に変更し、各段階の年額保険料額の改定を行う。 ・ 介護保険法施行令及び条例第 7 条の改正に伴い、条例第 9 条及び条例第 1 5 条を改正し、整合性を図る。	
議案第 8 号	神栖市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、ケアマネジメントの質の向上及び公正中立性の確保等を図るため、所要の改正を行うものであります。 【主な改正内容】 ・ 公正中立性の確保のための取組の見直し ・ 指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング ・ 「書面揭示」規制の見直し ・ 管理者の兼務範囲の明確化	

令和 6 年第 1 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 4

議案番号	件 名	概 要	備考
		・ 高齢者虐待防止の推進（身体的拘束等の原則禁止）	
議案第 9 号	神栖市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、介護人材の確保等を図るため、所要の改正を行うものであります。 【主な改正内容】 ・ 介護予防サービス事業者等との連携によるモニタリング ・ 指定介護予防支援の円滑な実施 ・ 「書面掲示」規制の見直し ・ 高齢者虐待防止の推進（身体的拘束等の原則禁止） ・ 「シー・ディー・ロム等の特定の記録媒体」を「電磁的記録媒体」に改める	
議案第 10 号	神栖市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、地域包括ケアシステムの推進等を図るため、所要の改正を行うものであります。 【主な改正内容】 ・ 医療機関との連携体制の構築 ・ 「書面掲示」規制の見直し ・ 管理者の兼務範囲の明確化 ・ 高齢者虐待防止の推進（身体的拘束等の原則禁止） ・ 「シー・ディー・ロム」等の特定の記録媒体を「電磁的記録媒体」に改める。	

令和 6 年第 1 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 5

議案番号	件 名	概 要	備考
議案第 11 号	神栖市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い，地域包括ケアシステムの推進等を図るため，所要の改正を行うものであります。 【主な改正内容】 ・医療機関との連携体制の構築 ・「書面掲示」規制の見直し ・管理者の兼務範囲の明確化 ・高齢者虐待防止の推進（身体的拘束等の原則禁止） ・「シー・ディー・ロム」等の特定の記録媒体を「電磁的記録媒体」に改める。	
議案第 12 号	神栖市漁港管理条例の一部を改正する条例	漁港漁場整備法の一部改正に伴い，引用する法律の題名を改めるため，所要の改正を行うものであります。 【改正内容】 ・第 1 条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。	
議案第 13 号	神栖市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例	空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い，空家等の活用拡大，管理の確保等について規定するため，また，引用する条項等を整理するため，所要の改正を行うものであります。	

令和6年第1回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 6

議案番号	件 名	概 要	備考
		【主な改正内容】 ・ 第2条（定義）の一部改正 ・ 第4条（所有者等の責務）の一部改正 ・ 第5条（市民等の役割）の一部改正 ・ 第9条（立入調査等）の一部改正 ・ 第10条（助言，指導等）の一部改正 ・ 第11条（管理不全空家等に対する措置）新設 ・ 第12条（特定空家等に対する措置）新設	
議案第14号	神栖市営住宅条例の一部を改正する条例	一般市営住宅の設置に係る規定を改めるため，また，配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い，入居者の資格等を改めるため，所要の改正を行うものであります。 【主な改正内容】 ・ 第1条改正 施行日：令和6年4月1日 ①第3条第1号の表 一般市営住宅（7住宅）の廃止 ②第6条第2項 法改正に伴う文言の整理 ・ 第2条改正 施行日：令和6年11月1日 ①第3条第1号の表 一般市営住宅（1住宅）の設置	
議案第15号	神栖市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	漁港漁場整備法の一部改正に伴い，引用する法律の題名を改めるため，また，建築基準法に倣い条項を整理するため，所要の改正を行うものであります。 【主な改正内容】 ・ 第15条第1項第1号中「又は第7条第1項」を削り，同項第3号中「第6条」の次に「，第7条第1項」を加える。	

令和6年第1回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 7

議案番号	件 名	概 要	備考
		・ 別表第2中「漁業漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。	
議案第16号	神栖市下水道条例の一部を改正する条例	下水道使用料の徴収方法について、指定納付受託者による納付を追加し、クレジットカード納付を可能にするため、所要の改正を行うものであります。 【改正内容】 ・ 第22条中「又は口座振替」を「，口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付」に改める。	
議案第17号	神栖市水道事業給水条例の一部を改正する条例	水道整備・管理行政に係る権限の一部が厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されるため、また、水道料金の徴収方法について、指定納付受託者による納付を追加し、クレジットカード納付を可能にするため、所要の改正を行うものであります。 【改正内容】 ・ 第5条，第31条第2項ただし書及び第34条第1号中「第16条の2第3項の厚生労働省令」を「第16条の2第3項ただし書の国土交通省令」に改める。 ・ 第26条第1項中「又は口座振替」を「，口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付」に改める。	

令和 6 年第 1 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 8

議案番号	件 名	概 要	備考
議案第 18 号	令和 5 年度神栖市一般会計補正予算（第 9 号） 補正内容の詳細は財政課作成資料を参照	補正は歳入歳出それぞれ 2 億 9, 7 1 1 万 5 千円を追加し、補正後の予算規模を 4 9 2 億 4, 7 7 6 万 2 千円とするものであります。 補正前の額 4 8, 9 5 0, 6 4 7 千円 補 正 額 2 9 7, 1 1 5 千円 計 4 9, 2 4 7, 7 6 2 千円 補正の主な内容につきましては、令和 4 年度繰越金のうち、地方財政法第 7 条に基づき 1 7 億円を財政調整基金に積み立てるほか、障害福祉サービスの利用件数増加に伴い不足する給付費を増額するため、補正予算を計上するものであります。財源としましては、繰越金、国庫支出金等を充てるものであります。	
議案第 19 号	令和 5 年度神栖市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）	補正は歳入歳出それぞれ 3 7 万 8 千円を追加し、補正後の予算規模を 9 9 億 6, 3 7 6 万 2 千円とするものであります。 補正前の額 9, 9 6 3, 3 8 4 千円 補 正 額 3 7 8 千円 計 9, 9 6 3, 7 6 2 千円 補正の主な内容につきましては、令和 4 年度調整交付金の精算に伴う返還金を増額及び被保険者の減少等に伴う国民健康保険税を減額するため、補正予算を計上するものであります。財源としましては、繰越金を充てるものであります。	

令和 6 年第 1 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 9

議案番号	件 名	概 要	備考
議案第 20 号	令和 5 年度神栖市介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）	補正は歳入歳出それぞれ 3 億 2 0 2 万 1 千円を追加し，補正後の予算規模を 6 2 億 9, 0 8 5 万円とするものであります。 補正前の額 5, 9 8 8, 8 2 9 千円 補 正 額 3 0 2, 0 2 1 千円 計 6, 2 9 0, 8 5 0 千円 補正の主な内容につきましては，令和 4 年度の介護保険給付費及び地域支援事業費の確定に伴い，基金積立金及び諸支出金を増額するため，補正予算を計上するものであります。財源としましては，繰越金等を充てるものであります。	
議案第 21 号	令和 5 年度神栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	補正は歳入歳出それぞれ 1, 9 3 1 万 6 千円を追加し，補正後の予算規模を 1 0 億 4, 8 1 8 万 4 千円とするものであります。 補正前の額 1, 0 2 8, 8 6 8 千円 補 正 額 1 9, 3 1 6 千円 計 1, 0 4 8, 1 8 4 千円 補正の主な内容につきましては，後期高齢者医療広域連合納付金を増額するため，補正予算を計上するものであります。財源としましては，後期高齢者医療保険料等を充てるものであります。	

令和 6 年第 1 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 10

議案番号	件名	概要	備考												
議案第 22 号	令和 5 年度神栖市水道事業会計補正予算（第 2 号）	補正は、収益的支出の予定額から 2 8 0 万円を減額し、 2 9 億 2, 2 0 8 万 4 千円に、また、資本的収入の予定額を 2, 7 0 6 万 5 千円追加し、 9 億 1, 2 4 3 万 1 千円とするものであります。 (収益的支出) <table><tr><td>補正前の額</td><td>2, 9 2 4, 8 8 4 千円</td></tr><tr><td>補正額</td><td>△ 2, 8 0 0 千円</td></tr><tr><td>計</td><td>2, 9 2 2, 0 8 4 千円</td></tr></table> (資本的収入) <table><tr><td>補正前の額</td><td>8 8 5, 3 6 6 千円</td></tr><tr><td>補正額</td><td>2 7, 0 6 5 千円</td></tr><tr><td>計</td><td>9 1 2, 4 3 1 千円</td></tr></table> 補正の主な内容につきましては、配水管更新工事に伴う国庫補助対象工事費の確定に伴い、国庫補助金を増額するものであります。	補正前の額	2, 9 2 4, 8 8 4 千円	補正額	△ 2, 8 0 0 千円	計	2, 9 2 2, 0 8 4 千円	補正前の額	8 8 5, 3 6 6 千円	補正額	2 7, 0 6 5 千円	計	9 1 2, 4 3 1 千円	
補正前の額	2, 9 2 4, 8 8 4 千円														
補正額	△ 2, 8 0 0 千円														
計	2, 9 2 2, 0 8 4 千円														
補正前の額	8 8 5, 3 6 6 千円														
補正額	2 7, 0 6 5 千円														
計	9 1 2, 4 3 1 千円														
議案第 23 号	令和 5 年度神栖市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	補正は、収益的収入の予定額から 1, 3 2 0 万円を減額し、 2 0 億 6, 4 3 3 万 8 千円に、収益的支出の予定額から 8 0 0 万円を減額し、 1 9 億 3, 5 6 4 万 1 千円に、資本的収入の予定額から 2, 1 4 0 万円を減額し、 1 7 億 9 3 7 万 6 千円に、資本的支出の予定額から 1, 2 0 0 万円を減額し、 2 0 億 4, 6 0 6 万 7 千円とするものであります。													

令和6年第1回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 11

議案番号	件 名	概 要	備考
		(収益的収入) 補正前の額 2,077,538千円 補 正 額 △13,200千円 計 2,064,338千円 (収益的支出) 補正前の額 1,943,641千円 補 正 額 △8,000千円 計 1,935,641千円 (資本的収入) 補正前の額 1,730,776千円 補 正 額 △21,400千円 計 1,709,376千円 (資本的支出) 補正前の額 2,058,067千円 補 正 額 △12,000千円 計 2,046,067千円 補正の主な内容につきましては、収益的収入及び支出について、 国庫補助金の確定及び下水道接続支援補助金の実績に伴い、減額 するものであります。	

NO. 12

議案番号	件名	概要	備考
		また、資本的収入及び支出について、北公共埠頭雨水幹線整備事業で継続費の年割額を変更することに伴い、工事費と企業債を減額するものであります。	
議案第 24 号	令和 6 年度神栖市一般会計予算	歳入歳出予算の総額は、4 4 7 億 1, 5 0 0 万円であり、前年度と比較しますと、1 1 億 9, 8 0 0 万円の減額となっております。 歳入歳出の総額 4 4, 7 1 5, 0 0 0 千円 	

令和 6 年第 1 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 13

議案番号	件 名	概 要	備考
議案第 27 号	令和 6 年度神栖市後期高齢者医療特別会計予算	歳入歳出予算の総額は、12 億 2,182 万 5 千円であり、前年度と比較しますと、1 億 9,299 万 1 千円の増額となっております。 歳入歳出の総額 1,221,825 千円 (前年度) 1,028,834 千円 (比 較) 192,991 千円	
議案第 28 号	令和 6 年度神栖市水道事業会計予算	水道事業会計予算は、総額 42 億 8,786 万 7 千円であり、前年度と比較しますと、1 億 3,719 万 6 千円の減額となっております。 支出の総額 4,287,867 千円 (前年度) 4,425,063 千円 (比 較) △137,196 千円	
議案第 29 号	令和 6 年度神栖市下水道事業会計予算	下水道事業会計予算は、総額 37 億 4,803 万 4 千円であり、前年度と比較しますと、2 億 5,367 万 4 千円の減額となっております。 支出の総額 3,748,034 千円 (前年度) 4,001,708 千円 (比 較) △253,674 千円	

令和 6 年第 1 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 1 4

議案番号	件 名	概 要	備考
議案第 30 号	工事請負契約の締結について ・ 5 矢田部公民館外壁等改修工事 【議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例】（抄） 第 2 条 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。	矢田部公民館外壁等改修工事に係る工事請負契約の締結について、去る 1 月 1 2 日に入札を執行した結果、落札者と仮契約を締結したので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。 【契約の金額】 306,900,000 円 【契約の相手方】 株式会社清水建設 茨城県那珂市菅谷 517-1 代表取締役 清水 洋一	
議案第 31 号	神栖市道路線の廃止について 【道路法】（抄） 第 10 条 〔略〕 2 〔略〕 3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。	息栖地内の一般の用に供していない 1 路線を廃止するため、道路法第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。	
議案第 32 号	鹿島地方公平委員会共同設置規約の変更について	令和 6 年 4 月 1 日から鹿島地方公平委員会の執務場所を神栖市役所から鉾田市役所に変更することに伴い、地方自治法第 2 5 2 条の 7 第 3 項で準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。	

令和 6 年第 1 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 15

議案番号	件 名	概 要	備考
	地方自治法第 252 条の 7（機関等の共同設置） 1 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第 138 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する事務局若しくはその内部組織（次項及び第 252 条の 13 において「議会議務局」という。）、第 138 条の 4 第 1 に規定する委員会若しくは委員、同条第 3 項に規定する附属機関、第 156 条第 1 項に規定する行政機関、第 158 条第 1 項に規定する内部組織、委員会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織（次項及び第 252 条の 13 において「委員会事務局」という。）、普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員、第 174 条第 1 項に規定する専門委員又は第 200 条の 2 第 1 項に規定する監査専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。 2 前項の規定による議会議務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの議会議務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの議会議務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。 3 第 252 条の 2 の 2 第 2 項及び第 3 項本文の規定は前 2 項の場合について、同条第 4 項の規定は第 1 項の場合について、それぞれ準用する。	【地方自治法第 252 条の 2 の 2】 1 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。 2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。 3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。	

令和 6 年第 1 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 16

議案番号	件 名	概 要	備考
議案第 33 号	損害賠償の額を定めることについて	市道 8－3 4 9 号線において相手方車両が損傷した事故について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。	
【地方自治法第 9 6 条（議会の議決事項）】 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。 第 1 3 号 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。			
議案第 34 号	神栖市税条例の一部を改正する条例	地方税法の一部改正に伴い、令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例について規定するため、また、引用する条項の整理をするため、所要の改正を行うものであります。 【改正内容】 ○個人市民税 ・付則第 5 条の 2 として、令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例を加える。 ・付則第 6 条中「法附則第 4 条の 4 第 3 項」を「法附則第 4 条の 5 第 3 項」に改める。	
議案第 35 号	令和 5 年度神栖市一般会計補正予算（第 1 0 号）	補正の内容につきましては、運動施設整備事業において、空調機器の故障により休館している海浜温水プールの改修工事を行うものであり、年度内完成が見込めないため繰越明許費を補正するものであります。	

令和 6 年第 1 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 17

議案番号	件 名	概 要	備考
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	池田 正男 委員の任期が令和 6 年 6 月 3 0 日をもって満了することに伴い、人格識見ともに高い池田 純子 氏を人権擁護委員として推薦するため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。	
【人権擁護委員法第 6 条第 1 項及び第 3 項】 (委員の推薦及び委嘱) 第 6 条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。			

提 案 理 由

令和6年第1回神栖市議会定例会に提出いたしました議案につきまして、説明いたします。

今回の提出案件は、

人事に関するもの	1 件
条例に関するもの	1 7 件
予算に関するもの	1 3 件
契約に関するもの	1 件
市道路線に関するもの	1 件
規約の変更に関するもの	1 件
損害賠償の額を定めることについて	1 件
諮問に関するもの	1 件

でございます。

議案第1号につきましては、教育委員会委員の任命についてであり、鈴木 伸洋委員の任期が令和6年6月25日をもって満了することに伴い、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する同氏を引き続き教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

議案第2号につきましては、神栖市債権管理条例についてであり、市の債権の管理に関する事務の処理について、一般的基準その他必要な事項を定めることにより、管理の適正を期するため、条例を制定するものであります。

議案第3号につきましては、神栖市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてであり、事業所等の新增設に係る家屋、償却資産及び家屋の敷地である土地について、固定資産税の課税免除を行う適用期間を延長するため、所要の改正を行うものであります。

議案第4号につきましては、神栖市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであり、国民健康保険税の所得割率及び被保険者均等割額を見直し、国民健康保険事業の円滑な財政運営を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第 5 号につきましては、神栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、施設の重要事項の閲覧に係る見直しを行うため、また、文言の整理をするため、所要の改正を行うものであります。

議案第 6 号につきましては、神栖市障害者デイサービスセンターの設置及び運営等に関する条例の一部を改正する条例についてであり、児童福祉法の一部改正に伴い、引用する条項の整理をするため、所要の改正を行うものであります。

議案第 7 号につきましては、神栖市介護保険条例の一部を改正する条例についてであり、
令和 6 年度から令和 8 年度までの第 9 期介護保険事業計画に基づき、当該期間中の介護保険料率等を改定するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 8 号につきましては、神栖市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてであり、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、ケアマネジメントの質の向上及び公正中立性の確保等を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第 9 号につきましては、神栖市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであり、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、介護人材の確保等を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第 10 号につきましては、神栖市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであり、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、地域包括ケアシステムの推進等を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第 11 号につきましては、神栖市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであり、指定

地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い，地域包括ケアシステムの推進等を図るため，所要の改正を行うものであります。

議案第 12 号につきましては，神栖市漁港管理条例の一部を改正する条例についてであり，漁港漁場整備法の一部改正に伴い，引用する法律の題名を改めるため，所要の改正を行うものであります。

議案第 13 号につきましては，神栖市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例についてであり，空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い，空家等の活用拡大，管理の確保等について規定するため，また，引用する条項等を整理するため，所要の改正を行うものであります。

議案第 14 号につきましては，神栖市営住宅条例の一部を改正する条例についてであり，一般市営住宅の設置に係る規定を改めるため，また，配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い，入居者の資格等を改めるため，所要の改正を行うものであります。

議案第 15 号につきましては，神栖市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてであり，漁港漁場整備法の一部改正に伴い，引用する法律の題名を改めるため，また，建築基準法に倣い条項を整理するため，所要の改正を行うものであります。

議案第 16 号につきましては，神栖市下水道条例の一部を改正する条例についてであり，下水道使用料の徴収方法について，指定納付受託者による納付を追加し，クレジットカード納付を可能にするため，所要の改正を行うものであります。

議案第 17 号につきましては，神栖市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであり，水道整備・管理行政に係る権限の一部が厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されるため，また，水道料金の徴収方法について，指定納付受託者による納付を追加し，クレジットカード納付を可能にするため，所要の改正を行うものであります。

議案第 18 号につきましては，令和 5 年度神栖市一般会計補正予算（第 9 号）についてであり，補正は歳入歳出それぞれ 2 億 9,711 万 5 千円を追加し，補正後の予算

規模を４９２億４，７７６万２千円とするものであります。

補正の主な内容につきましては、令和４年度繰越金のうち、地方財政法第７条に基づき１７億円を財政調整基金に積み立てるほか、障害福祉サービスの利用件数増加に伴い不足する給付費を増額するため、補正予算を計上するものであります。財源としましては、繰越金、国庫支出金等を充てるものであります。

議案第１９号につきましては、令和５年度神栖市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）についてであり、補正は歳入歳出それぞれ３７万８千円を追加し、補正後の予算規模を９９億６，３７６万２千円とするものであります。

補正の主な内容につきましては、令和４年度調整交付金の精算に伴う返還金を増額及び被保険者の減少等に伴う国民健康保険税を減額するため、補正予算を計上するものであります。財源としましては、繰越金を充てるものであります。

議案第２０号につきましては、令和５年度神栖市介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）についてであり、補正は歳入歳出それぞれ３億２０２万１千円を追加し、補正後の予算規模を６２億９，０８５万円とするものであります。

補正の主な内容につきましては、令和４年度の介護保険給付費及び地域支援事業費の確定に伴い、基金積立金及び諸支出金を増額するため、補正予算を計上するものであります。財源としましては、繰越金等を充てるものであります。

議案第２１号につきましては、令和５年度神栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてであり、補正は歳入歳出それぞれ１，９３１万６千円を追加し、補正後の予算規模を１０億４，８１８万４千円とするものであります。

補正の主な内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金を増額するため、補正予算を計上するものであります。財源としましては、後期高齢者医療保険料等を充てるものであります。

議案第２２号につきましては、令和５年度神栖市水道事業会計補正予算（第２号）についてであり、補正は、収益的支出の予定額から２８０万円を減額し、２９億２，２０８万４千円に、また、資本的収入の予定額を２，７０６万５千円追加し、９億１，２４３万１千円とするものであります。

補正の主な内容につきましては、配水管更新工事に伴う国庫補助対象工事費の確定に伴い、国庫補助金を増額するものであります。

議案第23号につきましては、令和5年度神栖市下水道事業会計補正予算（第2号）についてであり、補正は、収益的収入の予定額から1,320万円を減額し、20億6,433万8千円に、収益的支出の予定額から800万円を減額し、19億3,564万1千円に、資本的収入の予定額から2,140万円を減額し、17億937万6千円に、資本的支出の予定額から1,200万円を減額し、20億4,606万7千円とするものであります。

補正の主な内容につきましては、収益的収入及び支出について、国庫補助金の確定及び下水道接続支援補助金の実績に伴い、減額するものであります。

また、資本的収入及び支出について、北公共埠頭雨水幹線整備事業で継続費の年割額を変更することに伴い、工事費と企業債を減額するものであります。

議案第24号につきましては、令和6年度神栖市一般会計予算についてであり、歳入歳出予算の総額は、447億1,500万円であり、前年度と比較しますと、11億9,800万円の減額となっております。

議案第25号につきましては、令和6年度神栖市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算についてであり、歳入歳出予算の総額は、99億1,762万7千円であり、前年度と比較しますと、3,863万7千円の減額となっております。

議案第26号につきましては、令和6年度神栖市介護保険特別会計（事業勘定）予算についてであり、歳入歳出予算の総額は、59億6,849万8千円であり、前年度と比較しますと、1,283万5千円の減額となっております。

議案第27号につきましては、令和6年度神栖市後期高齢者医療特別会計予算についてであり、歳入歳出予算の総額は、12億2,182万5千円であり、前年度と比較しますと、1億9,299万1千円の増額となっております。

議案第28号につきましては、令和6年度神栖市水道事業会計予算についてであり、水道事業会計予算は、総額42億8,786万7千円であり、前年度と比較しますと、1億3,719万6千円の減額となっております。

議案第29号につきましては、令和6年度神栖市下水道事業会計予算についてであり、下水道事業会計予算は、総額37億4,803万4千円であり、前年度と比較しま

すと、2億5,367万4千円の減額となっております。

議案第30号につきましては、矢田部公民館外壁等改修工事に係る工事請負契約の締結についてであり、去る1月12日に入札を執行した結果、落札者と仮契約を締結したので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第31号につきましては、神栖市道路線の廃止についてであり、息栖地内の一般の用に供していない1路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第32号につきましては、鹿島地方公平委員会共同設置規約の変更についてであり、令和6年4月1日から鹿島地方公平委員会の執務場所を神栖市役所から鉾田市役所に変更することに伴い、地方自治法第252条の7第3項で準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第33号につきましては、損害賠償の額を定めることについてであり、市道8-349号線において相手方車両が損傷した事故について、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第34号につきましては、神栖市税条例の一部を改正する条例についてであり、地方税法の一部改正に伴い、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例について規定するため、また、引用する条項の整理をするため、所要の改正を行うものであります。

議案第35号につきましては、令和5年度神栖市一般会計補正予算（第10号）についてであり、補正の内容につきましては、運動施設整備事業において、空調機器の故障により休館している海浜温水プールの改修工事を行うものであり、年度内完成が見込めないため繰越明許費を補正するものであります。

諮問第1号につきましては、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであり、池田 正男 委員の任期が令和6年6月30日をもって満了することに伴い、人格識見ともに高い池田 純子 氏を人権擁護委員として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。